

## 令和元年度 千葉県人権啓発指導者養成講座 講座内容

開催日時 (会場)	第1コマ(10:00~11:30)	第2コマ(13:00~14:30)	第3コマ(14:45~16:15)
第1日目	1. 外国人の人権 「多文化共生社会への挑戦」	2. 女性の人権 「シングルマザーと女性の貧困」	3. 子どもの人権 「虐待する大人達のケアについて」
10月1日(火)	大石 文雄さん・福島 周さん (NPO法人在日外国人教育生活相談センター信愛塾)	赤石 千衣子さん (NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ代表)	光元 和憲さん (臨床心理士)
千葉県教育会館 203会議室	・今後予想される外国人労働者の受け入れの拡大に対して必要なサポートの在り方を学ぶ。 ・多文化共生社会づくりの核心である子どもの教育支援について学び、外国人の受け入れに不可欠な言語的支援の具体的方策を実現する一助とする。	・女性たちがシングルになったとたんに襲いかかる様々な困難の事態や、その背景とサポートの在り方を報告する。 ・シングルマザーの実態を通じて現代の女性差別の構造を考え、具体的対策を学ぶ。	・児童虐待を防止する第一の課題は、大人が虐待しないこと。どのように大人は虐待に走り、そしてまた、脱却できるかを考える。 ・「大人のケア」という視点からアプローチし、虐待防止のために「虐待者のケア」を充実させていく施策の実現に役立てる。
第2日目	4. インターネットを通じた人権侵害 「差別書き込みの拡散を防ぐモニタリング活動」	5. 被差別部落出身者の人権 「佐倉市差別戒名墓石から見た部落の先祖の貴重な仕事」	6. 様々な人権課題 「市民の人権意識調査に見る傾向と課題」
10月8日(火)	小野寺 一規さん (部落解放同盟埼玉県連合会書記長)	鎌田 行平さん (一般社団法人千葉県人権センター常務理事)	竹ノ下 弘久さん (慶応大学法学部教授)
千葉県教育会館 203会議室	・インターネットを通じた部落の地名晴らし等、人権侵害の拡散の現実と対策をモニタリングを通じて報告する。 ・具体的な差別書き込み防止策の参考とすることができる。	・差別戒名問題の映像記録を使って、差別戒名と部落差別の発生史について考察するとともに、被差別部落の歴史的存在価値を再確認する。 ・よく知られていない部落の実像に迫り、差別的偏見解消のための具体策に活かす。	・人権問題に関する市民意識調査結果の分析と、人権意識の涵養に必要な要素について学ぶ。 ・人権意識の涵養については、社会の良好な人間関係(社会関係資本)の整備が必要であることを理解し、人権啓発に加えて、豊かな社会資本を整備する施策の実現に活かす。
第3日目	7. 障害のある人の人権 「障がい児・者の高校進学を求めて34年」	8. 子どもの人権 「夜の街に居場所を求める子ども・若者 何が彼らを追い詰める？」	9. 様々な人権課題 「ひきこもり…就労はゴールか？」
10月15日(火)	佐藤 陽一さん (児童自立援助ホームナンカシ・ホーム長)	橘 ジュンさん (NPO法人BONDプロジェクト代表、ルポライター)	林 恭子さん (一般社団法人ひきこもりUX会議代表理事、NPO法人Node副代表理事、新ひきこもりについて考える会、ヒッキーネット世話人)
千葉県教育会館 202、203会議室	・障がい者が社会で生きる上で受ける様々な差別。障がいとは何か、根深い偏見、分離排除の社会構造について、改善していくには何が必要かを学ぶ。 ・普段当たり前と思っていることの中にも差別があること、実態を知ること、障がいのある人が生きやすい社会は、みんなが生きやすい社会であることに気づく。	・行き場のない少女たちをサポートする活動から見えてくる子ども・若者たちの実態、取り巻く環境の問題、必要な支援について学ぶ。 ・子どもたちの生の声を知り、子どもたちを追い詰めている環境に気づくことにより、きめ細かい有効な支援の在り方を探る。	・引きこもりといわれることについての理解、実態について支援の在り方について、本人にとって効果的な支援とは、引きこもりのゴールとは何かについて探る。 ・生きるとは、人は稼がなければ生きていけないのか等、根本的な人間観について学ぶ。
第4日目	10. 高齢者の人権 「任意後見制度と福祉信託～利用者の視点から考える～」	11. 子どもの人権 「子供の思いを受け止めて～子供の悩みへの対応方法」	12. 性的指向・性同一性障害 「誰もが理解し、共感を得やすいLGBT人権啓発のあり方について」
10月17日(木)	長谷川 秀夫さん (司法書士)	悠々ホルンさん (シンガーソングライター)	繁内 幸治さん (一般社団法人LGBT理解増進会 代表理事)
市川市男女共同 参画センターウイズ 7階研修ホール	・高齢者が認知症等により、自分の意思決定ができなくなったり、権利・財産を守れなかったりするケースが問題になっている。 ・任意後見人制度や、福祉信託について学ぶことにより、高齢者の人権に関する啓発や、適切なアドバイスをしていく上で、問題解決のヒントとすることができる。	・親からの虐待、育児放棄や身体的虐待のほか、いじめや体罰などにより若くして尊い命を落としてしまう痛ましい事件が相次いでいる。 ・大人が子どもの人権を正しく理解し、社会全体として子どもたちを守り、育てていく必要性を重要性を理解し、意識を持つことにより、人権啓発の一助とすることができる。	・LGBTに対する理解を増進するため、昨年度の入門編から一つ進んだ講義を行う。 ・「人権啓発指導者としての心得」、「LGBT理解増進法の精神」、「真に必要な知識の取得」、「この3年間で改正された規則、規定、施策」について学ぶ。